

学校いじめ防止基本方針

大阪府立東住吉高等学校

令和5年4月28日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、高い志を持ち、社会に貢献する人材の育成を教育目標の一つとしている。そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人間関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など
物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ・いじめの認知（事実関係の把握といじめであるかどうかの判断）は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が行う。
- ・例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。ただし、これらの場合にあっても、いじめ対策委員会で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導部長、保健体育部長、各学年主任、当該担任、
人権教育推進委員会主担、養護教諭、教育相談係

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか

についての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
(PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

東住吉高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	高校生活支援カードや教育相談、保健室、生活指導部によって把握された生徒状況の集約	人権HR（いじめを考える）	人権HR（いじめをなくすために）	
	校外学習	校外学習	校外学習	
5月	体育祭 いじめのない、他人を配慮できる集団作り	体育祭 いじめのない、他人を配慮できる集団作り	体育祭 いじめのない、他人を配慮できる集団作り	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 第2回委員会（いじめ等アンケートの確認・進捗状況報告と取組みの検証）
6月	いじめ等アンケート実施 LINE やネット上での人権についての講演	いじめ等アンケート実施 LINE やネット上での人権についての講演	いじめ等アンケート実施 LINE やネット上での人権についての講演	
7月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
9月	文化祭 いじめ等アンケート実施	文化祭 いじめ等アンケート実施	文化祭 いじめ等アンケート実施	第3回委員会（いじめ等アンケートの確認・進捗状況報告と取組みの検証）
10月				
11月				
12月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	第4回委員会（いじめ等アンケートの確認・年間の取組みの検証）
1月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施		
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

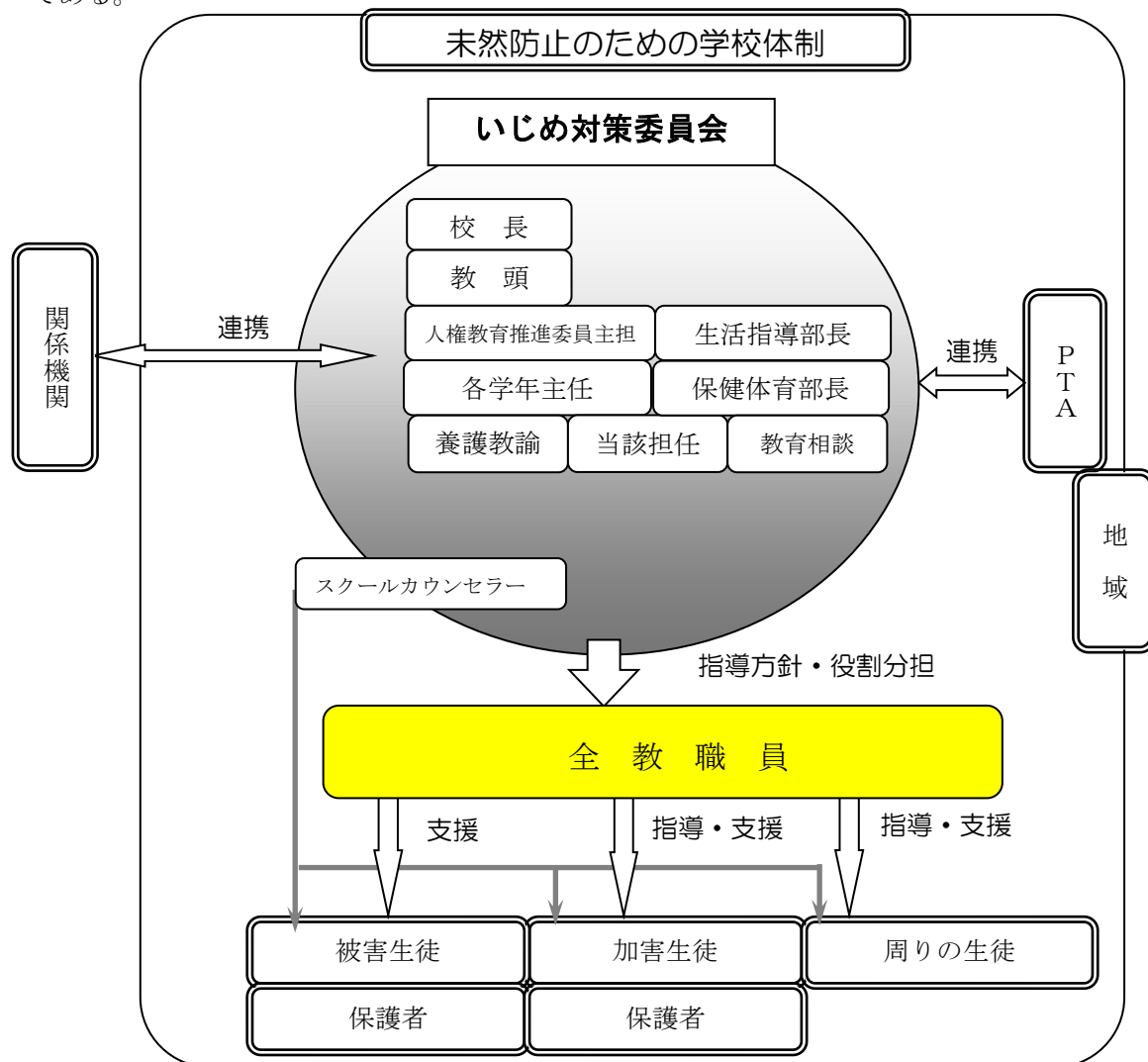
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、4月、9月、1月の年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、互いの違いを認め合い、人権尊重が徹底し、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間（志）のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

全教職員が、「いじめは絶対に許せない」という共通認識のもとで、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高め全ての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるような体制を作ることが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの防止等のための対策に関する研修の実施、及びいじめの防止等のための対策に関する資質向上を計画的に行う。また、現状についての認識の共有と対応への共通理解を常時心がける。

生徒に対しては、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。もし、いじめを見聞きした場合にはすぐに教職員に相談するよう徹底する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、体育祭、文化祭といった学校行事の場で集団としての自覚や態度、資質や能力を育てていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、授業についていけない焦りや劣等感、部活動や学級集団における人間関係などが過度のストレスとならないような授業づくり、集団作りが必要である。また、LINE等のソーシャルネットワークを生徒がどのように利用しているかを理解し、ソーシャルネットワークの特性とソーシャルネットワーク上で求められる人権感覚を醸成する必要がある。

分かりやすい授業づくりを進めるためには生徒一人一人の理解度を見極め、個に応じた指導を行うことが必要である。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために学級や学年、部活動等の人間関係を把握したうえで一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談するなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことが大切である。

LINEなどのサイバー空間は人間の心理としていじめや人権侵害を誘発しやすい環境であることを踏まえ、LINEやネット上の人権感覚を育む取り組みを進める必要がある。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。そのため問題発生時には、まず担任団・学年団で事実を共有し、必ず複数の教員でお互いの言動等を確認しつつ指導に当たることとする。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱けるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験や異なる校種間の連携などの機会を積極的に設ける。

- (5) 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

平素より生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くして生徒の状況把握に努め、教職員間で積極的に生徒の情報交換、情報共有を行うことが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

まず生徒が教職員に相談しやすい雰囲気、信頼関係を構築する。

その上で、

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回行う。〔「安全で安心な学校アンケート」〕。

定期的な教育相談としては、スクールカウンセラーの教育相談がある。スクールカウンセラーの来校日の周知や校内相談窓口の周知徹底を行う。

日常の観察として、休み時間や放課後の雑談の中からサインが出ていないか注意を払う。担任会、学年会、生活指導部会、保健体育部会などで日常的に生徒についての情報交換を行う。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため普段より家庭との連絡を密にする。生徒のささいな変化もお互い見逃さず、情報を共有し適切に対応できるよう努める。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として相談窓口を教頭、生活指導部長、保健体育部長、養護教諭、スクールカウンセラーと幅広く設定し、状況に応じ相談者は柔軟に対応する。

- (4) 年2回の「安全で安心な学校アンケート」に加え、「いじめに関するアンケート調査」を別途実施する。実施時に別紙を作成し、相談体制を広く周知する。

P T A役員会や学校運営協議会での報告により、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、プライバシー保護を第一としながら、いじめられた生徒・保護者の意向を尊重し、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、校内いじめ対策委員会に報告し、速やかに組織的に対応する。いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し情報を共有する。

その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長が責任を持って大阪府教育委員会に報告するとともにいじめられた生徒・いじめた生徒の保護者に連絡する。連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。当該生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、当該生徒の安全を確保する。

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。複数の教員が連携して、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として組織的に解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめのいじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を依頼することにより、より実効的ないじめの問題の解決を図るよう努める。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、毎年、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校長は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を

構築する。